



7 労働者派遣事業を行う事業所に関する事項

① 事業所の名称 (ふりがな)		② 事業所の所在地 〒( ) ( ) -		
		ビル名、階数まで記載		
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有 無		
④ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等				
(ふりがな)	職名	住所	製造業務専門派遣元責任者	キャリア・コンサルティングの担当者
氏名				
⑤ キャリア・コンサルティングの担当者(④の者と同じ者の場合は記載を要しない)		⑥ 派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦ 備考
(ふりがな)	職名	(ふりがな)	職名	
氏名		氏名		
⑧ 事業所枝番号(更新の申請時のみ記載)		※		

① 事業所の名称 (ふりがな)		② 事業所の所在地 ( ) ( ) -		
		※複数の事業所で労働者派遣事業を行う場合は、以下に記載		
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有 無		
④ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等				
(ふりがな)	職名	住所	製造業務専門派遣元責任者	キャリア・コンサルティングの担当者
氏名				
⑤ キャリア・コンサルティングの担当者の氏名及び職名(④の者と同じ者の場合は記載を要しない)		⑥ 派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦ 備考
(ふりがな)	職名	(ふりがな)	職名	
氏名		氏名		
⑧ 事業所枝番号(更新の申請時のみ記載)		※		

8 許可年月日	年 月 日	9 許可番号	
10 事業開始予定年月日	年 月 日		
11 その他			

## 様式第 1 号 (第 3 面)

### 記載要領

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中及び第 1 面上方の「許可有効期間更新」の文字並びに第 1 面上方の「第 10 条第 2 項」の文字を抹消すること。この場合には、8 欄及び 9 欄には記載しないこと。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第 1 面上方の「許可」の文字並びに第 1 面上方の「第 5 条第 1 項」の文字を抹消すること。事業所枝番号がある場合には、7 欄の⑧に該当する事業所の事業所枝番号を記載すること。なお、10 欄には記載しないこと。
- 4 第 1 面上方の申請者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 3 欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者である場合には「2 中小企業」の数字、その他の企業者である場合には「1 大企業」の数字をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 4 欄には、申請する日の属する月の前月の末日に雇用している全労働者数を記載すること。
- 7 5 欄は、申請日時点の日本標準産業分類に基づき記載すること。なお、記載する産業分類は細分類とすること。
- 8 許可の有効期間の更新を申請するときは、6 欄の記載は要しないこと。
- 9 7 欄は、申請者が労働者派遣事業を行おうとする事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。
- 10 7 欄の③は、該当する文字を○で囲むこと。  
なお、「有」の場合には、7 欄の④に該当する派遣元責任者の「製造業務専門派遣元責任者」欄に○印を記載すること。
- 11 派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において派遣元責任者が対応する場合は、7 欄の④の「キャリア・コンサルティングの担当者」欄に○印を記載すること。
- 12 派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において 7 欄の④の派遣元責任者以外の者が対応する場合は、7 欄の⑤に当該者の氏名及び職名を記載すること。
- 13 11 欄には、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 14 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。
- 16 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）附則第 6 条第 1 項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業にあつては、11 欄に届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。

【別添】

様式第1号(第1面)3欄

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項・第5項  
(中小企業者・小規模企業者の範囲及び用語の定義)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

日本標準産業分類(最新版は第13回)参照

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)